

2-7 有期労働契約の締結、更新及び雇止めに關する基準

有期労働契約の締結、更新及び雇止めに 關する基準(法14条-平15年告示第357号)

- ① 契約更新の有無
「更新することがある」とした場合は、更新する場合、しない場合の「判断基準」を明示すること。
- ② 雇止めする場合は、契約満了日の少なくとも30日前までに予告すること。(契約を3回以上更新し、又は1年以上勤務している者が対象に)
- ③ 労働者からの請求に応じ、雇止め理由について証明書を発行すること。
- ④ 契約期間はできるだけ長くするよう努める。

労働基準法の平成15年改正で、「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに關する基準」が労働基準法第14条第2項に根拠条文をおく告示として制定された。(H16.1.1 施行)

この基準に關しては、監督機關に必要な助言・指導権限をあわせ付与している。

当該基準は、平成20年に第2条の「雇止めの予告」に關して一部改正がなされ、「契約を3回以上更新し、又は」(以上が追加されたもの)雇入れの日から起算して1年を超えて継続勤務している者に対しては、期間満了日の30日前までに更新しない旨の予告を行う義務を課した。(平20.1.23 厚生労働省告示12号-平20.3.1 施行)